

# 桑折町週休2日等工事試行要領

制定 令和6年4月1日

## 第Ⅰ編

「週休2日確保モデル工事」試行要領 P.1  
(土木工事 編)

## 第Ⅱ編

「週休2日促進工事」試行要領 P.4  
(建築関係工事 編)

## 【第 I 編】

### 桑折町発注工事における「週休 2 日確保モデル工事」試行要領 (土木工事編)

#### 1 趣旨

本要領は、桑折町が試行する「週休 2 日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

#### 2 用語の定義

##### (1) 週休 2 日

対象期間において、土日に限らず、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週休 2 日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休 2 日”と異なる。

##### (2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

##### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

現場閉所には、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。

##### (4) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。

##### (5) 発注者指定型

発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式

#### 3 対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休 2 日の実施が困難な工事等を除く、「予定価格 130 万円以上の国・県による補助対象事業」の工事を試行の対象とする。

#### 4 発注方式

発注者指定型とする。

#### 5 工事費の補正

##### (1) 各経費の補正

週休 2 日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。

## (2) 市場単価

週休 2 日の補正係数を乗じた単価を使用する。

## (3) 標準単価

「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用する。

## 6 受注者の取組内容

(1) 週休 2 日に取り組む受注者（以下「受注者」という。）は、施工計画書に次に掲げる条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

①対象期間中、工事現場において週休 2 日相当の休日を確保し、工程表に現場閉所日を明記する。

②工程表で定めた現場閉所日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

(2) 受注者は、対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。

(3) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

(4) 受注者は、現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。

(5) 受注者は、出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休 2 日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

①工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUS の週休 2 日達成状況の資料等）

(6) 受注者は、週休 2 日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

## 7 発注者の取組内容

(1) 発注者は、受注者に対して週休 2 日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、可能な限り迅速に対応するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。

(2) 発注者は、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。

- (3) 発注者は、書類の作成負担等に考慮し、現場閉所実績が記載された出勤簿や工事日誌、工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練及びCCUSの週休2日達成状況の資料等の記録資料を受注者に対して提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。
- (4) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代表者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

## 8 事務手続きについて

### (1) 積算関係

当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

### (2) 変更契約

発注者は、受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき変更契約を行う。

4週8休相当を確保できなかった場合は、当初積算時に行った補正分を減額する。

### (3) 入札事務手続き関係

入札担当者及び発注者は、週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告及び特記仕様書等に記載するものとする。

## 9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

## 10 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 【第Ⅱ編】

### 建築関係工事における「週休2日促進工事」試行要領 (建築関係工事編)

#### 1 趣旨

本要領は、桑折町が試行する「週休2日促進工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

#### 2 用語の定義

##### (1) 週休2日

対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。

##### (2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

##### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

現場閉所には、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。

##### (4) 現場休息

分離発注工事の場合における各発注工事で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

##### (5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めることができる。

##### (6) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

#### 3 対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く、「予定価格130万円以上の補助金交付金事業」の工事を試行の対象とする。

#### 4 発注方式

発注者指定型とする。

#### 5 工事費等の補正

##### (1) 複合単価

週休2日促進工事において、補正係数により労務費を補正する

##### (2) 市場単価等

週休2日促進工事において、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載単価（以下、「市場単価等」という。）は補正率を乗じて使用する

#### 6 現場閉所（現場休息）の確認方法

##### (1) 工事着手前

①監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

②「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

③分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

##### (2) 工事着手後

①監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

②監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の状況の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

③受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

##### (3) その他留意事項

①現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

②監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わない。（ウィークリースタンスの推進）

③監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

④監督員は、工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議する。

⑤監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代表者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

## 7 事務手続きについて

### (1) 積算関係

当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

### (2) 変更契約

発注者は、受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき変更契約を行う。

4週8休相当を確保できなかった場合は、当初積算時に行った補正分を減額する。

### (3) 入札事務手続き関係

週休2日の対象工事である旨の明示を入札公告及び特記仕様書等に記載するものとする。

### (4) 週休2日促進工事の明示

仮囲い等に週休2日促進工事である旨を明示する。

### (5) 適正な工期の確保

改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。

### (6) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者に対し、悪影響を及ぼすことのないよう、発注者に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

## 8 附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。